

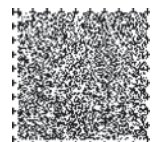
第1章 | 医療計画作成の趣旨

1. 計画作成の趣旨

- 保健医療計画は、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制を構築し、県民の皆さんの医療に対する安心・信頼の確保を図るために、医療法に基づき策定するものです。
- 本県では、昭和63年以来、5次にわたる「和歌山県保健医療計画」を通じ、県内の保健医療関係機関・団体の協力のもと、各種の保健医療施策を推進してきたところです。
- この間、保健医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や社会構造の多様化・複雑化に伴う生活習慣病の急増など疾病構造の変化、医療技術の進歩や医療に対するニーズの多様化・高度化などにより、大きく変わってきています。
- 前回の改定では、平成18年の「医療制度改革関連法」成立に伴う国の医療計画制度の見直しを受け、生活習慣病であるがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の4疾病、さらに地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の5事業について、地域の医療提供体制を構築するための施策の方向性を盛り込み、諸施策を推進してきたところです。
- 今回、「医療提供体制の確保に関する基本方針」（平成19年厚生労働省告示第70号）が平成24年3月に改正されたのに伴い、近年患者が急増している精神疾患や、医療提供体制の基盤の一つとして期待されている在宅医療についても、4疾病5事業と同様に医療提供体制の構築が求められています。
- このような状況を踏まえ、保健医療を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、また将来を見据え、県民の皆さんが安全で質の高い医療を受けることができるよう、本県の医療提供体制の構築の方向性を示す計画として、第六次「和歌山県保健医療計画」を策定します。

2. 基本理念

- 「安全で質の高い医療を効率よく受けられる、患者本位の医療提供体制の確立」を基本理念とし、県、市町村、保健・医療・介護（福祉）の関係機関、団体が一体となり計画を推進し、県民の皆さんの健康増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る切れ目のない医療提供体制の実現を目指します。
- なお、計画の推進にあたっては、数値目標を定め、目標達成に向けて施策を実施、その点検と評価を毎年行い、計画の実効性を高めます。



3.計画の性格

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づき、都道府県が策定する医療計画です。
- ② 和歌山県の保健・医療の施策を推進するうえでの基本指針となる計画です。
- ③ 「和歌山県長期総合計画」を支える個別計画であり、また、「和歌山県健康増進計画」、「和歌山県がん対策推進計画」、「わかやま長寿プラン」、「和歌山県医療費適正化計画」等関連計画との整合性を有します。
- ④ 市町村においては、計画策定や施策推進の指針となるものです。
- ⑤ 県民及び関係機関・団体においては、自主的、積極的活動を進める指針となるものです。

4.計画の期間

- この計画の期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とします。
- 計画期間中においても、保健医療の動向、地域及び社会情勢の変化に対応するため、年1回検討を行い、計画を見直すこととします。

〔 本県保健医療計画の策定経過 〕

○昭和63年7月	和歌山県地域保健医療計画 <必要的記載事項>	公示
○平成2年3月	和歌山県地域保健医療計画 <任意的記載事項>	公示
○平成5年3月	和歌山県地域保健医療計画（第二次）	公示
◆平成7年3月	和歌山県圏域別保健医療計画	公示
○平成10年10月	和歌山県保健医療計画（第三次）	公示
◆平成12年3月	和歌山県圏域別保健医療計画（第二次）	公示
○平成15年4月	和歌山県保健医療計画 全県編（第四次）	公示
◆平成15年4月	和歌山県保健医療計画 圏域編（第三次）	公示
○平成20年3月	和歌山県保健医療計画（第五次）	公示

（注）◆は二次保健医療圏単位の計画

